



有権者 情報 パンフレット



市書記 PATRICE Y. LATTIMORE 編纂

★ 市会総選挙 ★

2026 年 11 月 3 日火曜日

JAPANESE

**選挙に関する情報は 1-888-873-1000
までお問い合わせください。**

**Los Angeles 市では有権者情報を英語の他
に以下の言語で提供しています。**

**Այս բրոշյուրի հայերեն օրինակն ստանալու համար
զանգահարեք 1-888-873-1000 հեռախոսահամարով:**

**要索取本手冊的中文版・
請致電 1-888-873-1000**

**برای تهیه‌ی نسخه‌ای از این جزوه به زبان فارسی، با شماره تلفن
1-888-873-1000 تماس بگیرید**

**हिन्दी में इस पैम्फलेट की प्रति प्राप्त करने के लिए,
1-888-873-1000 पर फोन करें**

**このパンフレットの日本語版をご希望の方は、
1-888-873-1000までお電話ください。**

**ដើម្បីទទួលបានឯកសារថតចម្លងមួយច្បាប់ពីកូនសៀវភៅនេះជាភាសាខ្មែរ
សូមហៅទូរស័ព្ទលេខ 1-888-873-1000**

**이 팸플릿을 한국어로 원하시면 다음 전화번호로
연락하십시오. 1-888-873-1000**

**Для получения копии данной брошюры на русском
языке позвоните по номеру 1-888-873-1000.**

**Para obtener una copia de este folleto en español,
llame al 1-888-873-1000**

**Para makakuha ng kopya ng pamphlet na ito sa Tagalog,
tumawag sa 1-888-873-1000**

**เพื่อขอสำเนาจุลสารนี้ในภาษาไทย โปรดโทรศัพท์ติดต่อที่หมายเลข
1-888-873-1000**

**Muốn có một tập sách này bằng tiếng Việt, hãy gọi số
1-888-873-1000**

目次

	ページ
投票用紙要約.....	3
投票法案、意見、本文	
憲章修正案 SC	4

有権者情報

Los Angeles郡公認記録係/郡書記は、Los Angeles市議会選挙の管理者です。

このパンフレットには、2026年11月3日の市会総選挙におけるLos Angeles統一学区（LAUSD）の投票法案に関する情報のみが記載されています。

投票センター等、選挙に関する詳細情報については、LA郡まで、(800) 815-2666にご連絡いただくか、www.lavote.govをご覧ください。

次のページには、Los Angeles 統一学区 (LAUSD) の投票法案の簡略版が記載されています。この法案の全文及びその他の情報は投票要約の後に記載されています (目次を参照)。

LOS ANGELES 市憲章修正案 SC

表題：

教育委員会選挙に関連する選挙運動資金規則。

案件：

Los Angeles 市憲章を改正し、教育委員会選挙における選挙運動資金規則を明確化し、条例による変更を可能にするべきか？

状況：

憲章には、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則が定められている。同憲章には、市長の候補者に対する選挙運動資金規則も含まれている。この二つの規則は非常によく似ているが、憲章の異なる部分に記載されている。

提案：

この法案は、重複する文言を削除し、特定の例外を除き、市長の候補者に適用される同じ選挙運動資金規則を教育委員会の候補者にも適用するものである。この法案は、市議会が条例によって追加の変更を採択することも可能にする。

「はい」に投票する意味：

あなたは、憲章から重複する文言を削除し、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則を明確化し、市議会が条例によって追加の変更を採択できるようにしたいと考えている。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、憲章から重複する文言を削除したり、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則を明確化したり、市議会が条例によって追加の変更を採択することを認めたりすることを望んでいない。

この法案の全文は 7 ページから始まる。

SC

教育委員会選挙に関連する選挙運動資金規則。憲章修正案 SC。

Los Angeles 市憲章を改正し、教育委員会選挙における選挙運動資金に関する規則を明確化し、条例による変更を可能にするべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

市憲章第 803 項は、Los Angeles 統一学区の教育委員会の候補者が選挙期間中に従わなければならない選挙運動資金に関する規則を定めています。市憲章第 470 項及び第 471 項並びに Los Angeles 市法典第 9.7 条は、市長の候補者が選挙期間中に従わなければならない選挙運動資金に関する規則を定めています。これらの規則は、1974 年 California 政治改革法を補完するものです。教育委員会及び市長の候補者に関する選挙運動資金規則は類似していますが、市憲章の異なる部分及び Los Angeles 市法典にそれぞれ規定されています。

この法案は、市憲章第 803 項の重複する文言を削除するとともに、教育委員会の候補者に対し、市憲章第 470 項及び第 471 項並びに Los Angeles 市法典第 9.7 条に規定される市長候補者の選挙運動資金に関する規則に従うことを義務付けることにより、教育委員会の候補者に関する選挙運動資金規則を明確にするものです。この法案は、Los Angeles 市長など、市の選挙公職の候補者にのみ適用される規定、及び市の契約業者やロビイストからの寄付に関する制限を除き、市長の候補者に適用されるものと同じ規定を教育委員会の候補者に適用します。

この修正案が承認された場合、教育委員会の候補者及び市長の候補者の既存の選挙規則は、以下のとおりとなります：

- 候補者及びその寄付者は、定期的に調整される可能性のある寄付上限の対象となり、これらの上限の基準額は、いずれの公職についても個人 1 人当たり 1,000 ドルに維持され、候補者自身の選挙運動への個人資金の拠出には上限を設けません。
- 財務管理及び財政責任に関する要件。これには、研修、提出期限、公開開示、監視対象の選挙運動口座及び小口現金資金などが含まれます；
- 寄付及び支出の期間制限。これには、資金調達期間及びそれらの期間内に受け取った資金の許容される用途が含まれます；及び
- 市倫理委員会の監査及び調査権限。これには、刑事及び民事の執行規定が含まれます。

この法案は、追加の制限又は例外を条例で定めることを認めます。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、Los Angeles 統一学区（LAUSD）の教育委員会に関する既存の選挙運動資金規定を、市長の候補者が Los Angeles 市について従わなければならないものと同じ規定を教育委員会の候補者に適用することにより、改正します。LAUSD 教育委員会の候補者は、寄付及び資金調達に関する特定の規定（第 470 項 (c)(11) 及び第 470 項 (c)(12)）、公的マッチング資金に関する規定（第 471 項）、並びに条例により別途免除される規定の適用を受けないものとします。この法案による市への財政的影響は見込まれていません。

憲章修正案 SC への賛成意見

憲章修正案 SC に「賛成」票を投じてください

Los Angeles 市は、Los Angeles 統一学区（LAUSD）教育委員会の候補者に対し、献金限度額、寄付者の情報開示、市倫理委員会による監督などの選挙資金規則に従うことを義務付けています。これらの規則は、LAUSD 教育委員会の候補者にも、市の他の公選職の候補者に適用されるのと同様に適用されます。

違いは必ずしも規則そのものにあるのではなく、むしろそれらの規則が市憲章のどこに記載されているかにあります。現在、教育委員会の候補者に適用される規則は、市憲章の別の条項に定められています。それらは、例えば市長など、他の公選職の候補者を規定する憲章の同じ条項ではなく、独立した形で記載されています。

憲章修正案 SC は、市憲章を簡素化し、官僚的な肥大化と重複を減らす、優れた行政運営のための改革です。教育委員会選挙に関する重複した選挙資金規定を撤廃し、教育委員会の候補者も、市長候補者をすでに規定している同じ一般的な選挙資金の枠組みの対象となることを明確にします。

これは明快な行政運営のための改革であり、まさにその理由から支持する価値があります。

憲章修正案 SC に「賛成」票を投じてください。

憲章修正案 SC への賛成意見に署名した人

ADRIN NAZARIAN

Los Angeles 市議会議員、第 2 区

NICK MELVOIN

LAUSD 教育委員

DIEGO ANDRADES

元憲章改革委員

CALIFORNIA COMMON CAUSE

LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF GREATER

LOS ANGELES

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は取消線で表示する。

憲章修正案 SC

(LAUSD、Los Angeles 統一学区選挙に関連する選挙運動資金規制)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 803 項を、以下のとおり改正する。

第 803 項。理事の選出。

Los Angeles 統一学区教育委員会の委員の選挙は、憲章第 400 項から第 440 項、および憲章に準拠する適用条例に従って実施されるものとする。教育委員会選挙の候補者に寄付できる金額、または候補者が利用できるようにできる金額に制限を設けることにより、政治プロセスへのより幅広い参加を促すため、教育委員会の候補者は、市長候補者に適用される選挙資金規定（第 470 項および第 470 項 (c)）に従って採択された条例、または該当する憲章の他の条項を含む）に従うものとする。ただし、教育委員会の候補者は、第 470 項 (c)(11) および第 470 項 (c)(12) の寄付および資金調達に関する規定、第 471 項の公的マッチング資金に関する規定、および条例で別途例外とされている規定には従わないものとする。教育委員会の委員選挙には、以下の選挙資金に関する規定が適用される。この項項は、1974 年政治改革法を補足することを目的としています。

(a) 定義。

(1)「要請された」とは、この項の目的上、次の方法で意味され、また扱われる。

(A) 候補者または候補者が管理する委員会によって要求された支出は、独立した支出ではなく、支出を要求した候補者または委員会への寄付として扱われる。支払いは、以下の項項が満たされた場合に要求されたものとみなされます。

(i) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人の要請または提案による場合。

(ii) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人と連携して、協力して、または協議して。

(iii) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人との間の取り決め、調整、または指示に基づく場合。

(B) 以下の場合を含むが、これらに限らず、支出は「要請された」ものとみなされる：

(i) 候補者が、支出者によって資金提供されたコミュニケーションの作成または設計に積極的に関与または参加すること。これには、支出者と候補者の間でコンテンツについて協議することが含まれる。

(ii) 支出者による勧誘および／または候補者によるコミュニケーションで使用するための資料の提供、またはコミュニケーションに特定の資料を含めることに対する候補者の同意の取得。

(iii) 候補者と連絡に使用する資料の準備について調整すること。

(G) 支出が要請されたものであり、したがって独立した支出ではないという反証可能な推定は、以下の場合に成立する。

(i) 当該候補者の代理人または候補者の管理委員会のメンバーが、現在の選挙運動への関与の過程で、またはそれを通じて行うもの。

(ii) 支出が行われる選挙期間中に、支出者またはその代理人と、支出が行われる候補者の両方が、非大臣職の選挙運動関連の専門サービス（非大臣職の選挙運動関連の専門サービスには、世論調査やその他の選挙運動調査、メディアコンサルティングや制作、ダイレクトメールのコンサルティング、資金調達などが含まれるが、これらに限定されない）を提供するために、同一の個人または団体を雇用していること。

(iii) 当該支出が、当該候補者、その委員会、または代理人が設計、制作、費用負担、または配布した放送、文書、図表、またはその他の形式の選挙運動資料の全部または大部分を複製、再現、再出版、配布、または頒布する通信に資金を提供するものであること。

(iv) 支出が、一般に公開されていない候補者の選挙運動計画、プロジェクト、またはニーズに関する情報に基づいている場合、または、支出が検討されているという明示的または黙示的な了解のもと、候補者、委員会、またはその代理人が支出者または支出者の代理人に直接的または間接的に提供した情報に基づいている場合。

(v) 支出者または支出者の代理人が、支出者が資金提供する通信の内容、時期、場所、方法、対象者、配布量、または掲載頻度について、支出者が選挙または指名を推奨する候補者、または支出者がその対立候補の敗北を推奨する候補者と協議または交渉する。

(vi) 支出が行われる選挙期間中に、支出者または支出者の代理人が、候補者の選挙運動において正式な執行、政策決定、または助言の役職に就いているか、または就いていたか、あるいは候補者の指名または選挙の追求に関連する候補者の選挙運動との戦略的または政策決定に関する議論に参加しており、かつ、その候補者が、その支出が指名または選挙に影響を与えることを意図している候補者と同じ役職を追求している場合。

(vii) 候補者、候補者の支配する委員会、またはそれらの代理人が、候補者のために支出を行うよう支出者または支出者の代理人に要請した後に支出が行われた場合。

(viii) 当該支出が、候補者と支出者または支出者の代理人が共同で主催する資金調達イベントまたは選挙活動に関連して、またはその結果として行われたものであること。

(D) 支出は、以下の場合には、それだけを理由として「要請された」ものとはみなされない：

(i) 支出者または支出者の代理人が、候補者に対し、支出者に影響を与える立法または政策上の立場または問題についてインタビューしたり、候補者と選挙運動関連の問題（政策綱領、世論調査情報、候補者を支持する組織と対立候補を支持する組織、候補者が雇用を予定しているコンサルタントの身元など）について話し合ったりする場合、支出者またはその代理人が、その情報に基づいてその後の支出を行う前に、支出者またはその代理人が、その支出に関して候補者、候補者が管理する委員会、またはその代理人と連絡を取っていないこと。

(ii) 支出者が、候補者、候補者が管理する委員会、またはそれらの代理人から写真、経歴、政策文書、プレスリリース、または類似の資料を要求および／または入手し、候補者、候補者が管理する委員会、またはそれらの代理人の事前の知識、管理、または関与なしに、その後その情報を使用して、候補者を支持する、または候補者の対立候補に反対するコミュニケーションを作成する。

(iii) 支出者が以前に候補者に寄付をしていたこと

(iv) 支出者が、本項の (C) (v) 項に記載されている項目について議論することなく、独立支出を行う意図を候補者、候補者の管理委員会、またはそれらの代理人に伝えること。

(v) 支出を行う組織のメンバーが、対象となる候補者の選挙運動に対してボランティアとして個人的なサービスを提供し、またはその選挙運動のために活動する場合。ただし、そのボランティアまたは選挙運動員が、支出を行う組織の政治活動委員会の活動にも関与している場合、当該組織に代わって支払いを行う場合、または本項 (C)(vi) に記載された立場のいずれかで対象候補者の選挙運動に従事している、もしくは従事したことがある場合を除く。

(vi) 当該支出は、政党指導者またはその代理人からの、委員会が候補者を「支援」するか、候補者に関連する支出を行うようにという一方的な要請に応じて行われたものであること。

(vii) 当該支出が、候補者評価の作成または有権者への配布、もしくは政治調査の実施にかかる費用を賄うものである場合。

(viii) 支出者が過去に候補者にサービスを提供した政治コンサルタントまたは世論調査員を雇用している、または契約を結んでいる場合。

(2)「教育委員会事務所」とは、Los Angeles 統一学区教育委員会の委員の事務所をいう。

(3)「候補者または委員会代理人」とは、候補者のために支出を行う、または支出を承認する明示的または黙示的な権限を有する者をいう。以下の者は、その権限を有するものと推定される（ただし、反証可能）。候補者が管理する委員会の現職または元役員、選挙運動の従業員、選挙運動から報酬または払い戻しを受けた者、または選挙運動組織内で、選挙運動関連の活動の通常の過程において支出を承認できると合理的に判断される立場に置かれた者。候補者の代理人とは、報酬の有無にかかわらず、候補者の選挙運動において助言、意思決定、または戦略的な役割を担っている、または担っていた人物であって、その人物の職務および／または行動が、候補者の選挙運動の戦略、計画、またはニーズに関する直接的な知識を反映しているか、またはそれを必要とする人物も指す。

(4)「選挙」とは、予備選挙、一般選挙、特別選挙及びリコール選挙をいう。

(5)「独立支出」とは、明確に特定された候補者の当選または落選を明示的に主張する通信に関連して、または全体として文脈上、選挙における特定の結果を明確に促す通信に関連して、いかなる者によっても行われる支出であって、影響を受ける候補者または委員会に対して、またはその要請によって行われたものではないものをいう。

(6)「ローン」とは、この項の適用上、以下のとおり解釈されるものとする。

(A) ローンは、ローンの提供者および保証人からの拋出とみなされ、本項の拋出制限の対象となる。

(B) 商業金融機関が通常の業務過程において一般市民に提供されるものと同じ項件で候補者に対して行った融資の収益で、担保または保証が付いているものは、本項の寄付制限の意味における寄付とはみなされない。

(C) 30日を超える期間の信用供与（第（6）（B）項に規定する融資を除く）は、本項の拋出制限の対象となる。

(7)「会員通信」とは、政府法典第 85312 項に従って行われる支払いを意味する。

(A) 本項の目的上、候補者から要請された会員通信に対する支払いは、個々の会員のみに配布される定期発行のニュースレターまたは定期刊行物に対する支払いであって、通常そのニュースレターまたは定期刊行物を発行するために支払われる金額を超えないものを除き、寄付限度額または報告義務の適用上、当該候補者または候補者管理委員会への寄付とみなされる。

(B) 本項の目的上、候補者、候補者が管理する委員会、または候補者もしくは候補者が管理する委員会の代理人によって要請されていない会員の通信は、候補者への寄付とはみなされない。

(C) 候補者、候補者管理委員会またはその代理人から要請されていない会員通信で、かつ、個々の会員のみに配布される定期発行のニュースレターまたは定期刊行物に対する通常の発行費用を超えない支払いに該当しないものは、支出とみなされ、(s) 項に従って報告しなければならない。

(8) 「非候補者支出」とは、候補者の指示によらない独立支出および／または会員とのコミュニケーションのあらゆる組み合わせを意味する。

(b) 選挙献金の制限。

(1) 教育委員会の候補者、および当該候補者のために活動する委員会は、当該候補者が特定の教育委員会の役職への立候補に関連して寄付を募り受け取る意向の宣言書を提出するまでは、当該役職の選挙で使用するための寄付を募ったり受け取ったり、募ったり受け取ったりさせてはならない。その申告書は、市倫理委員会が定める様式を用いて、市倫理委員会に提出しなければならない。選挙が実施されると、その宣言はその後無効となる。同一人物は、同一の選挙に関して、同時に複数の申告書を保管することはできない。ただし、候補者は、ある申告を取り消すための書類を提出し、その後、新たな申告を提出することができる。

(2) 候補者及び候補者が管理する委員会の会計担当者は、市倫理委員会が定める様式により、候補者及び会計担当者が第 8-0-3 項を読み理解した旨の宣誓供述書を市倫理委員会に提出しなければならない。本声明は、寄付の勧誘および受領に関する意向表明書の提出と同時に提出されなければならない。

(3) いかなる者も、単一の選挙において、教育委員会の候補者およびその管理する委員会に合計 10000 ドルを超える金額を寄付してはならない。教育委員会の候補者は、1 回の選挙につき、いかなる人物からも合計 1,000 ドルを超える寄付を受け取ってはならない。本項項のいかなる規定も、教育委員会委員候補者が自身の立候補のために個人資金から拠出できる金額を制限することを意図するものではない。

(4) [廃止。]

(5) 教育委員会の役職の単一の選挙に関連して、その選挙で投票用紙に記載されている教育委員会の役職の数に 10000 ドルを乗じた額を超える寄付をしてはならない。ただし、その選挙で全ての教育委員会の役職への選挙を求める全ての候補者に関連して、その寄付の総額は 20000 ドルを下回ってはならない。ただし、候補者は、自身の選挙運動に関連して寄付または支出できる金額については、この (5) 項によって制限されない。

(6) 何人も教育委員会の選挙に関連して使用するために 10000 ドルを超える融資を行ってはならず、また何人も候補者もその融資を勧誘または受領してはならない。さらに、いかなる者も、教育委員会の役職選挙に関連して 30 日を

超える期間に使用するための融資を行ってはならず、また、いかなる者または候補者も、そのような融資を勧誘または受領してはならない。候補者本人または候補者が管理する委員会への融資は、当該候補者に適用される献金制限額に算入される。候補者は、政治目的以外で、通常の業務過程において、認可を受けた金融機関からいかなる金額の個人ローンも借り入れることを禁じられていない。候補者または候補者が管理する委員会へのすべての融資は、書面による合意に基づいて行われなければならない。その合意書は、融資が最初に報告される候補者または委員会の選挙運動報告書に添付されなければならない。この細分 (6) は、候補者から候補者自身の選挙運動への融資の金額または期間を制限するものではない。

(7) この項に基づき勧誘または受領された寄付金は、候補者の寄付金勧誘及び受領の意思表明書に明記された職務への立候補に関連してのみ支出されるものとする。この項項に基づき個人に対して募られた、または受け入れられた寄付金は、他の教育委員会の役職を目指す他の個人の立候補のため、または Los Angeles 統一学区の住民投票案への賛成もしくは反対のために支出されてはならない。候補者、候補者が管理する委員会、または教育委員会の選出委員は、寄付された資金を、他の立候補者、または候補者を支持もしくは反対する委員会への寄付に使用してはならない。ただし、候補者は、自身の立候補、他の候補者の立候補、または Los Angeles 統一学区の住民投票案への支持もしくは反対のために、自身の個人資金から寄付を行うことを禁じられるものではない。

(c) 制限値の調整。市倫理委員会は、4 年ごとに、本項項に規定されている寄付制限を、Los Angeles-Long Beach 大都市統計圏の消費者物価指数 (CPI) の変動を反映するように調整すべきかどうかを検討するものとする。最初の見直しは、2011 年の年末に開始されるものとする。拠出限度額が審査期間中に調整されなかった場合、その限度額は、前回の調整以降の消費者物価指数 (CPI) の全体的な上昇率を上限として、その後の 4 年間の審査期間に調整される可能性がある。寄付制限の変更は、(q) 項に規定されているように、資金調達期間がまだ開始されていないその後の選挙に有効となる。市倫理委員会は、各審査後、3 月 1 日までに調査結果をまとめた報告書を市議会に提出しなければならない。市倫理委員会が報告書を市議会に送付してから 60 日以内に、市議会は当該事項に関する公聴会を開催し、報告書を承認または否認する決定を下さなければならない。議会が 60 日以内に不承認としない場合、項例案は、市長に承認または拒否権行使を求めて提出され、市長が拒否権を行使した場合は、それを覆す目的で議会に提出される。市長が承認した場合、または市長が行動を起こさなかった場合、または市長の拒否権を覆して市議会が承認した場合、報告書に記載された金額は、本項に適用される拠出制限として法的効力を持ち、本条に規定されるすべての罰則および救済措置の対象となる。

(d) 現金による寄付および匿名による寄付。いかなる個人も 25 ドルを超える現金寄付を行ってはならず、また、いかなる候補者または委員会も 25 ドルを超える現金寄付を勧誘または受領してはならない。候補者または委員会への匿名寄付金の総額が、単一の選挙に関して合計 200 ドルを超える場合、その超過分は、当該寄付金の対象となる候補者または委員会によって使用されてはならず、代わりに、その超過分は速やかに市財務官に支払われ、市の一般会計に預け入れられるものとする。

(e) 選挙資金寄付用当座預金口座。教育委員会委員候補者、および当該候補者を支持または反対する各委員会は、選挙資金のための当座預金口座を1つしか開設してはならない。口座は、Los Angeles 市内に所在する銀行または貯蓄貸付機関の支店に開設されなければならない。候補者は、選挙運動用銀行口座を開設した日から10日以内に、銀行または貯蓄貸付機関の名称および口座番号を市倫理委員会に届け出なければならない。当該口座からの資金の支出は、候補者、会計担当者、または会計担当者が指定した代理人が署名した小切手によってのみ行われるものとする。候補者、会計責任者、または会計責任者の指定代理人は、教育委員会選挙に関連して受け取ったすべての寄付金を選挙運動用当座預金口座に入金しなければならない。教育委員会選挙の候補者、会計責任者、または会計責任者が指定した代理人は、この選挙運動用当座預金口座の資金から、すべての選挙運動費用を支払うものとする。

候補者が他の管理委員会を有し、それらの委員会が当座預金口座を保有している場合、候補者は市倫理委員会に対し、これらの委員会、銀行または貯蓄貸付機関の名称と住所、および当該口座の口座番号を文書で通知しなければならない。候補者は、寄付の勧誘および受領の意思表明書を提出する際に、これらの委員会、銀行または貯蓄貸付機関、および口座番号を市倫理委員会に通知しなければならない。その後委員会が結成された場合、または口座が開設された場合は、候補者は市倫理委員会事務局が開いている次の通常の営業日に市倫理委員会に通知しなければならない。寄付金は、候補者本人またはその他の個人の資金と混同してはならない。

この項は、貯蓄口座または定期預金の開設を禁止するものではない。ただし、そこから選挙運動費用を支出してはならない。

(f) 会計担当者。教育委員会委員選挙において選挙運動委員会を設置する候補者は、各委員会の会計担当者を任命しなければならない。委員会の会計担当者またはその指定代理人の承認なしに、委員会自身または委員会を代表して支出を行ってはならない。会計担当者の職が空席となっている間は、委員会自身または委員会を代表して、いかなる寄付金の受領または支出も行ってはならない。候補者および会計担当者は、かかる支払いを承認および認可し、かかる認可、詳細な会計記録、記録、請求書、および領収書を保管する義務を負うものとする。

(g) 候補者および会計担当者に対する研修。教育委員会のすべての候補者、および当該候補者が管理する委員会のすべての会計担当者は、候補者の名前が投票用紙に記載される選挙の前に、市倫理委員会が実施または後援する研修プログラムに参加しなければならない。

(h) 説明責任。候補者および会計担当者は、選挙運動報告書を作成するために必要な詳細な会計帳簿、記録、請求書、領収書を保管しなければならない。候補者および会計担当者は、改正後の1974年政治改革法に規定された期間、詳細な会計記録、請求書、領収書を保管しなければならない。すべての候補者および委員会は、本項を執行する法的権限を有する公務員から求められた場合、候補者が管理する各委員会の当座預金口座および金融口座の詳細、ならびに当該詳細を裏付けるすべての記録を提供しなければならない。

(i) 小口現金基金。第 (e) 項の規定にかかわらず、候補者、選挙資金会計担当者、および選挙寄付金当座預金口座の小切手を発行する権限を有するその他の指定代理人は、候補者または当該当座預金口座を開設した委員会に対し、候補者または委員会が小口現金として使用するため、週 \$50 を超えない金額を払い出すことができる。

(j) 仮名による寄付。いかなる個人または複数の個人が共同して行う活動においても、法的目的のために識別される名称以外の名称、または他の個人または複数の個人の名前を用いて、直接的または間接的に寄付を行ってはならない。いかなる者も、他人の所有物、または寄付として使用することを条件として他人から受け取った物を、自己の名義で寄付してはならない。候補者または委員会の会計担当者が、本項に違反して寄付金が受領されたことを発見した場合、当該候補者または会計担当者は、本項に違反して受領した金額を速やかに市財務官に支払い、市の一般会計に預け入れなければならない。

(k) 選挙運動費用 - 候補者または委員会によって管理されていないもの。候補者または委員会の管理下でない個人または組織が、候補者または委員会を支持または反対する目的で独自に支出を行う場合は、発行、展示、放送するあらゆる資料において、それが候補者または候補者が管理する委員会によって承認されたものではないことを明確に表示しなければならない。

(l) リコール請願。リコール請願が提出された場合、請願を提出する委員会または個人は、教育委員会の候補者に適用されるものと同じ選挙運動情報開示規定に従うものとする。

(m) 商品およびサービスの供給者 - 記録の開示が義務付けられています。教育委員会委員の選挙運動に関連して、候補者または委員会に物品、サービス、またはその両方を提供する者は、当該候補者または委員会が当該物品、サービス、またはその両方の支払いのために行った支出の詳細および当該詳細を裏付ける記録を、故意に市倫理委員会または本項を執行する法的権限を有する公務員に開示することを拒否してはならない。

(n) 支払いの集計。本項に規定する拠出制限の適用上、以下のいずれかの状況に該当する場合、2人以上の者からの拠出金および／または支出は合算され、本条に規定する拠出制限および報告規定の適用上、1人によるものとみなされます。

(1) 個人からの寄付金及び／又は支出金は、その個人又はその寄付金又は支出金活動を管理する他の個人からの寄付金及び／又は支出金と合算される。

(2) 政府法典第 8-2-0-4-8.7 項に定義される後援委員会からの寄付金および／または支出は、その後援組織からの寄付金および／または支出と合算されるものとする。

(3) ある団体からの拠出金および／または支出は、その団体と取締役会の過半数を構成する者が同一である他の団体からの拠出金および／または支出と合算される。

(4) ある団体からの拠出金および／または支出は、同じ役員を有する、または役員の過半数を共有する他の団体からの拠出金および／または支出と合算される。この項の目的上、役員には、当該団体の取締役会のメンバーとしてのみ務める個人は含まれない。

(5) 法人または有限責任会社からの拠出金および／または支出は、同一の過半数株主および／または構成員を有する、または当該法人または有限責任会社において過半数の議決権を有する他の法人または有限責任会社からの拠出金および／または支出と合算されるものとする。

(6) 法人からの拠出金及び支出は、親会社又は子会社からの拠出金及び支出と合算されるものとする。ただし、少なくとも1つの法人が上場企業でないことを条件とする。

(7) 個人からの寄付および／または支出は、以下の(8)または(9)に記載されていない法人、有限責任会社、企業、ジョイントベンチャー、シンジケート、事業信託、会社またはその他の事業体であって、当該個人が50%以上の持分を所有している、または過半数の議決権を保有しているものからの寄付および／または支出と合算されるものとする。

(8) 個人からの拠出金および／または支出は、その個人が所有する個人事業からの拠出金および／または支出と合算されるものとする。

(9) 無限責任組合員からの寄付および／または支出は、当該無限責任組合員が50%以上の持分を所有している、または過半数の議決権を保有しているジェネラル・パートナーシップまたはリミテッド・パートナーシップからの寄付および／または支出と合算されるものとする。

(o) 家族からの寄付。夫婦による拠出金は、それぞれ個別の拠出金として扱われる。18歳未満の子どもによる拠出金は、その親による拠出金として扱われ、各親に比例して帰属する（各親に2分の1ずつ、または単独の監護権を有する親に全額）。

(p) 拠出金の返還。寄付は、換金、入金または使用されず、受領後14日以内に寄付者へ返還された場合には、受領されたものとはみなされない。

(q) 寄付金の受領に関する制限。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会、候補者が立候補する選挙日の18ヶ月以上前に、寄付を募ったり、受け取ったり、あるいは寄付を募ったり受け取ったりさせてはならない。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会は、選挙日から9か月後以降、いかなる人物からも自身の選挙委員会への寄付を勧誘または受領し、または勧誘または受領させてはならない。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会が、当選後に勧誘または受領した、あるいは勧誘または受領させた寄付金は、選挙運動の負債の返済に充当されるものとする。

(r) 選挙運動の開示、報告および記録保持。

(1) 改正後の政府法典第 8-100-0 項から始まる政治改革法に基づき提出が義務付けられている選挙運動報告書に加えて、教育委員会の候補者、その管理する委員会、およびこれらの候補者を支持または反対するために主に結成された委員会は、選挙前の金曜日に選挙前報告書を提出しなければならない。この声明の締め切り日は選挙前の水曜日とし、その日までに行われた活動および支払いを対象とする。教育委員会の候補者、その管理する委員会、およびこれらの候補者を支持または反対するために主に設立された委員会は、3 月に実施される予備選挙に関連して、以下のとおり選挙運動声明を提出しなければならない。

(A) 選挙前年の 9 月 30 日までの期間については、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間について、遅くとも 10 月 10 日までに申告書を提出しなければならない。

(B) 選挙前年の 12 月 31 日までの期間については、選挙年の 1 月 10 日までに、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に関する報告書を提出しなければならない。

(2) 寄付金の受領者の記録に寄付者の氏名、住所、職業及び雇用主が登録されていない限り、教育委員会の候補者の選挙運動用当座預金口座に寄付金を入金してはならない。

(3) 各候補者、および候補者を支持または反対するために独立支出またはメンバー通信を行う各委員会は、郵送物を送付するか、実質的に類似した選挙運動資料を 200 部以上配布する場合、郵送物またはその他の資料を郵便局に渡すか、その他の方法で配布するのと同時に、その郵送物またはその他の資料のコピーを市倫理委員会に送付しなければならない。選挙運動期間中、委員会は単にこれらの文献を保管する役割を担うものとし、文献の内容について判断したり、コメントしたりしてはならない。

(4) 教育委員会の候補者および候補者が管理する委員会は、選挙運動報告書を市倫理委員会に提出することが義務付けられており、候補者および／または委員会が教育委員会の役職への選挙に関連して 2 万 5000 ドル以上の寄付を受け取ったり支出を行ったりした後、委員会の電子ファイリングシステム (EFS) を使用してオンラインで選挙運動報告書を提出しなければならない。

(A) 候補者または委員会が選挙運動に関する声明をオンラインで提出することが義務付けられた場合、その候補者または委員会は、委員会が正式に解散するまでオンラインで声明を提出し続けなければならない。この項の規定によりオンラインでの提出が義務付けられていない委員会その他の者は、任意でオンラインで提出することができる。

(B) オンラインでの提出が義務付けられている者は、California 州政治改革法および本項の規定に従い、市倫理委員会への選挙運動報告書の提出が不要になるまで、各選挙運動報告書の紙のコピーを提出し続けなければならない。紙媒体の記録は、監査その他の法的目的において、引き続き選挙運動に関する声明の原本として扱われるものとする。

(C) California 州政治改革法または本項に基づき紙媒体の提出が遅れた場合に課される可能性のある遅延提出罰金に加えて、本項のオンライン提出要件に従わなかった者は、オンライン提出期限後1日あたり25ドルの追加遅延提出罰金の対象となる。

(D) オンラインで提出される選挙運動声明書に記載される情報は、市倫理委員会に提出される同じ声明書の紙媒体に記載される情報と同一でなければならない。

(s) 独立支出および要請に基づかない会員通信に対する支払いの開示。

(1) 教育委員会の候補者を支持または反対するために1,000ドル以上の独立支出を行う、または負担する個人（委員会を含む）は、教育委員会の候補者を支持または反対するために、本項で定義される会員通信費として1回以上の支払いを行い、その合計が1,000ドル以上となる場合、当該支払いが行われるたびに2-4時間以内に、書留郵便、ファックス、または電子メールで市倫理委員会に通知しなければならない。

(2) 通知は、支出によって支持または反対された各候補者、各候補者を支持または反対するために支出された金額、候補者が支持されたか反対されたか、および支出が支出から利益を得た候補者によって要請されたものではないことを明記した宣言から構成される。この申告は偽証罪の罰則の下で行われ、支出を行う個人または役員および団体の会計担当者によって署名されなければならない。さらに、支払いの日付と金額、支払いが行われた、または発生した通信の種類の説明、支払いを行った者の氏名と住所、受取人の氏名と住所、郵送物または広告のコピー、あるいは通話、送信、または広告のスクリーンショットまたは録音のコピーも、市倫理委員会に提供されなければならない。また、通知には、委員会が委員会に提出した前回の選挙資金収支報告書の締め切り日の翌日以降、または当該暦年の初日以降のいずれか遅い方の日付以降に委員会が受け取った100ドル以上の寄付金の開示も含まれるものとする。ただし、受け取った寄付金のうち、Los Angeles 統一学区以外の他の候補者のために指定されたものは開示する必要はない。通知には、当該人物が当該暦年に教育委員会の候補者またはその管理する委員会に対して行った100ドル以上の寄付についても開示しなければならない。

(3) 市倫理委員会の職員は、独立支出および非調整会員通信費が1000ドル以上支払われた旨の通知を受け取ってから1営業日以内に、該当する選挙のすべての候補者に電話、ファックス、または電子メールで通知します。通知には、署名済みの申告書に記載されているとおり、支出によって支持または反対された候補者が示され、支出を行った個人または団体から提供された通信文書のコピーが添付されます。

(4) 第(1)項で要求される通知の目的上、組織が定期的に発行するニューズレターまたは定期刊行物に対する支払いは、その配布が組織のメンバー、従業員、株主、その他の関連個人、および出版物を要求または購入した者に限定されている場合は、報告する必要はない。

(5) 候補者管理委員会および独立支出委員会を含むがこれらに限られない委員会が、教育委員会の候補者を支持または反対するため、実質的に同一の内容の録音電話またはその他の電子的もしくはファクシミリによる送信について1,000ドル以上の支払いを行い、もしくは支払い義務を負う場合、またはラジオもしくはテレビ広告について1,000ドル以上の支出を行い、もしくは支出義務を負う場合、その通話、送信または広告が初めて行われ、もしくは放送されてから24時間以内に、各通信の台本または録音のコピーを市倫理委員会に送付しなければならない。

(f) 検証。本項に基づき提出されるすべての申告書、報告書、および陳述書は、提出者が偽証罪の罰則を承知の上で署名し、確認しなければならない。候補者および本項項に基づき宣言、報告書、声明に署名する者は、これらの宣言、報告書、声明の内容をすべて読み、理解しなければならない。

(u) 市倫理委員会の職務。市倫理委員会は、本項の規定を管理するものとする。本項項の規定に基づき求められるその他の職務に加え、市倫理委員会は以下の事項を行うものとする。

(1) 改正された1974年政治改革法、憲章第7項、および本項の規定に基づき、教育委員会委員候補者および候補者を支持または反対する委員会が提出した報告書および声明の監査および調査を実施する。市倫理委員会は、本項項の対象となる人物を徹底的に調査するために、必要に応じて調査員を雇用するものとする。

(2) 憲章第7項に従い、政府法典第9-0-0-2項(c)に基づき、本項の規定を執行し、または執行させる。

(3) この項項および適用される州法の明らかな違反を市弁護士またはその他の適切な法執行機関に報告する。

(v) 執行。

(1) **刑事執行。**本項項のいずれかの規定を故意に違反した者は、軽犯罪の罪に問われる。故意に、または意図的に、他人に本項のいずれかの規定に違反させた者、または他人が本項のいずれかの規定に違反するのを幫助した者は、本項の規定に基づき責任を負うものとする。本項項のいずれかの規定に違反した場合の訴追は、違反が発生した日から4年以内に開始されなければならない。本項項に基づく軽犯罪で有罪判決を受けた者は、判決言い渡し時に裁判所が本項項を適用しないと明示的に決定しない限り、有罪判決の日から4年間、ロビイストまたは市の請負業者として活動してはならない。本項の適用上、不抗争の答弁は有罪判決とみなされる。

(2) 民事執行。

(A) 故意または過失により本項のいずれかの規定に違反した者は、市弁護士、市倫理委員会、または Los Angeles 統一学区の境界内に居住する者によって提起される民事訴訟において、違反1件につき5,000ドル以下の金

額、または当該者が適切に報告しなかった、もしくは違法に寄付、贈与、または受領した金額の3倍を超える金額について責任を負うものとする。

(B) 故意または過失により、本項のいずれかの規定に違反して寄付を行ったり受け取ったり、または支出を行った者は、市弁護士または市内に居住する者が提起する民事訴訟において、違法な寄付または支出の額の3倍までの金額について責任を負うものとする。

(C) 違反行為に2人以上の者が関与している場合は、彼らは連帯して責任を負うものとする。

(D) 市弁護士以外の者は、この項に基づいて民事訴訟を提起する前に、まず市倫理委員会に訴訟開始の書面による要請を提出しなければならない。請求には、訴訟原因が存在すると信じる根拠を記載しなければならない。市倫理委員会は、要請を受領してから40日以内に、民事訴訟を提起する意向があるかどうかを回答しなければならない。市倫理委員会が訴訟を提起する意向を示し、その後40日以内に訴訟を提起した場合、市倫理委員会が提起した訴訟が再訴を妨げない形で却下された場合を除き、他の訴訟を提起することはできない。

(E) この項に基づき、いかなる違反についても、実体に関する判決は1件しか得られない。同一の違反行為または複数の違反行為に対して提起された訴訟は、裁判の目的上、提訴された順に優先されるものとする。当該訴訟は、既に提起された訴訟において判決が下された場合、または裁判所が和解を承認した場合には、却下されるものとする。裁判所は、原告が誠実に訴訟を進めなかった場合、他の訴訟を妨げることなく、係属中の訴訟を却下することができる。当該訴訟は、市弁護士または同一の違反に基づく訴訟の原告による申し立てにより却下されることがある。

(F) この項に基づく責任額を決定するにあたり、裁判所は、違反の重大性および被告の責任の程度を考慮に入れることができる。訴訟において被告または複数の被告に対する判決が下された場合、私人原告は回収額の50%を受領するものとする。残りの50%は、市の一般基金に繰り入れられるものとする。市弁護士または市倫理委員会が提起した訴訟においては、全額が一般会計に支払われるものとする。

(G) 本項の違反を主張する民事訴訟は、違反が発生した日から4年を超えて提起することはできない。

(H) Los Angeles 統一学区内に居住する者 (Los Angeles 市検事を含む) は、違反行為を差し止めるため、または本項の規定の遵守を強制するために、差止命令による救済を求めて訴訟を提起することができる。裁判所は、本項に基づき認められる民事訴訟において勝訴した機関以外の当事者に対し、訴訟費用 (合理的な弁護士費用を含む) の支払いを命じることができる。ただし、Los Angeles 市に対しては、そのような支払いを命じることができない。

(w) 違反が選挙結果に及ぼす影響。

(1) 候補者が本項のいずれかの規定に違反する軽犯罪で有罪判決を受けた場合、裁判所は、その違反が選挙結果に重大な影響を与えたかどうかを判断しなければならない。裁判所がそのような重大な影響を認めた場合、次のようになります。

(A) 選挙日前に有罪判決が確定した場合、当該候補者への票は集計されず、選挙は当該選挙における他の候補者への票に基づいて決定される。

(B) 選挙日後に有罪判決が確定し、かつ当該候補者が当選したと宣言された場合、当該候補者は就任せず、当該職は空席とみなされ、憲章に別途規定されているとおりに補充されるものとする。

(C) 候補者が就任後に有罪判決が確定した場合、候補者は解任され、その職は空席とみなされ、憲章に別段の定めがあるとおりに補充されるものとする。

(D) 有罪判決を受けた者は、有罪判決の日から5年間、市の選挙で選ばれる役職または教育委員会の委員の職に就く資格を失う。

(2) 市書記は、1974年政治改革法（改正後）で義務付けられている選挙前の選挙運動声明、または選挙運動声明が義務付けられていない場合は政府法典第84205項で認められている書面による宣言が、1974年政治改革法で定められた形式および場所で提出されるまで、いかなる候補者に対しても指名証明書または当選証明書を発行してはならない。

(x) 提出遅延に対する罰則。 本項で定められた期限後に原本陳述書または報告書を提出した者は、本項で定められたその他の罰則または救済措置に加えて、期限後から陳述書または報告書が提出されるまでの間、1日あたり25ドルの罰金を市倫理委員会に支払う義務を負うものとする。委員会は、公平な立場で、提出の遅延が故意によるものではなく、かつ責任の執行が本項の目的に資しないと判断した場合、責任を執行する必要はない。ただし、声明または報告書が30日以内に提出されない場合は、責任は免除されない。

(y) 分離可能性。 本項のいずれかの規定またはその一部、あるいはその規定のいずれかの人または状況への適用が裁判所によって無効と判断された場合でも、本項の残りの部分、または当該規定が無効と判断された人または状況以外の人または状況に適用されることは影響を受けないものとする。

第2項。可分性。本項例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有したものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、項項、文章、句、部分 または適用がなくても、本項例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および、適用を可決したであろうことを宣言する。

有権者の権利章典

あなたには以下の権利があります

1. **登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**以下の方には投票資格があります。
 - ★ カリフォルニアに居住する米国市民
 - ★ 現在、重罪の有罪判決による州または連邦の刑務所で禁固刑受刑者でない事、および
 - ★ 現在、裁判所によって精神的に投票する能力がないと判断されていない方
 - ★ 18 歳以上の方
 - ★ 現在お住いの地域で有権者登録なさっている方
2. **お名前が選挙人名簿に載っていない場合でも、登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**
暫定投票用紙を使用して、投票することになります。あなたに投票資格があると選挙管理人が判定した場合、あなたの票は計上されます。
3. **投票所が閉まっても、列にまだ並んでいれば、投票する権利があります。**
4. **誰からも迷惑を掛けられず、またどのように投票するかを指示されずに、秘密投票様式で投票する権利があります。**
5. **書き損じた場合、まだ投票をお済みでない限り、新しい投票用紙を得る権利があります。**
あなたは、
新しい投票用紙を**投票所で選挙管理人に請求**できます。
選挙事務所もしくはあなたの投票所で、新しい郵便投票用紙と交換してもらえます。
または
暫定投票用紙を使用して投票できます。
6. **あなたの雇用主または労働組合の代表者以外であれば、あなたが選ぶ任意の方から、あなたの投票の手助けを受ける権利があります。**
7. **カリフォルニア州内にある任意の投票所で、記入済みの郵便投票用紙を提出する権利があります。**
8. **あなたの投票区で十分な人数の方がその言語を話す場合、英語以外の言語の選挙書類を得る権利があります。**
9. **選挙手順について選挙管理人に質問し、選挙過程を見学する権利があります。**質問した相手がその質問に答えられない場合、回答できる適切な人に対応させます。あなたが規律を乱すような場合は、あなたの質問の回答を止めさせて頂く事があります。
10. **違法または不正な選挙活動があれば、それを選挙管理人または州務長官に報告する権利があります。**

これらのいずれかの権利が拒否されたと思われる方は、秘密扱いとされる州務長官の有権者ホットライン、フリーダイヤル (800) 345-VOTE (8683) 迄お電話下さい。

 ウェブサイトからのご報告
www.sos.ca.gov

 電話でのご報告
(800) 345-VOTE (8683)

 Eメールでのご報告
elections@sos.ca.gov

有権者向けアクセス可能情報



アクセス可能および他の補助装置

(800) 815-2666、オプション 4 (LA 群ホットライン)

LA 郡投票センターでは、車いすアクセス可能および場外投票をご利用いただけます。投票センター内には、投票補助機器が設置されています。



オーディオ録音 (213) 978-0444

すべての投票センターでオーディオ設備をご利用いただけます。

本冊子に掲載されている法案のオーディオ録音は、英語、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で提供されています。これらの音声版は、当事務所のウェブサイト：clerk.lacity.gov/elections/multilingual-services および以下の場所でご提供しています。

Braille Institute Library
741 North Vermont Avenue
Los Angeles, CA 90029
(323) 660-3880

Central Library
630 West 5th Street
Los Angeles, CA 90071
(213) 228-7000

有権者は、オーディオ録音のコピーを当局へ申請できます。

Office of the City Clerk-Election Division
Attn: Audio Recordings
555 Ramirez Street, Space 300
Los Angeles, CA 90012



TTD 電話番号 (562) 462-2259

聴覚障害のある有権者のために、TTD 専用電話番号をご利用いただけます。



言語補助 (213) 978-0444

また市では、投票に関する資料を、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語でもご提供させていただきます。

あなたの市。あなたの声。あなたの近隣評議会！

道路の穴ぼこを何とかしたいと思いませんか？コミュニティ美化のための発案はありますか？コミュニティとの有意義なつながりを築く方法をお探しですか？

あなたの近隣評議会に参加しましょう！

近隣評議会は、あなたのコミュニティの人々で構成されており、Los Angeles 市があなたの近隣地域のニーズ、課題、そして願望に適切に対応できるよう仕事をしています。選出されたボランティア諮問機関として、近隣評議会は、**市役所におけるあなたの声です。**

近隣評議会は、Los Angeles 市政府において以下の重要な役割を果たしています：

- 市の指導者に助言し、地域の問題について提言する、
- コミュニティーおよび資本改善プロジェクトの優先順位の設定、
- 道路や歩道の修繕、公共の安全、ゴミ収集などの市のサービスを監視し、勧告を行、
- コミュニティーのイベント、プロジェクト、発案に資金を提供し、
- さらに！

Los Angeles には 99 の近隣評議会がある。

全米最大規模の草の根市民参加モデルとされるこれらの組織は、それぞれ、その地域に住み、働き、学び、礼拝し、不動産や事業を所有し、またはボランティア活動を行う Los Angeles 市民に奉仕しています。

今すぐ参加しよう

近隣評議会選挙は 2027 年に実施されます。Los Angeles 市民として、あなたはあなたの近隣評議会の議席に立候補したり、この重要な選挙で有権者として投票したりすることで、コミュニティのリーダーになることができます。

www.99NCs.com にアクセスして、最寄りの近隣評議会又は、2027 年の近隣評議会選挙について検索するか、近隣改善局、EmpowerLA@LACity.org 又は、(213) 978-1551 までお問い合わせくだ



あなたの投票オプション



郵便投票

- 郵送による返却
 - 選挙日までに消印が押され、7 日以内に到着する必要があります。
- ドロップオフ
 - 投票用紙投函箱に提出
 - LA 郡投票センターで提出

郵便投票用封筒の裏面に必ず署名してください！



投票センター

- 投票所にて投票
- 郵便投票用紙をドロップオフ



こちらをスキャン
してください！

投票センターの開設時間および場所を確認するにはスキャンしてください。

または locator.lavote.gov/locations/vc を閲覧してください。

**早期投票！
投票センターの開設は
2026 年 10 月 24 日**